

たまロケーションサービス規約

(平成21年2月20日総会議決 制定)

(平成22年7月19日総会議決 改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、たまロケーションサービスと称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を東京都多摩市に置く。

(基本理念)

第3条 この団体の基本理念は、「わたしたちの街『多摩』を映像を通して盛り上げよう」とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この団体の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ロケ撮影を支援することにより、多摩市のもつ魅力を再発見し、映像を通じて多摩市のシティセールス、多摩市民の街への愛着心の向上を図る。
- (2) ロケ撮影がもたらす地域への経済効果や映像資産の活用による波及効果により地域の活性化を図る。
- (3) ロケ撮影を支援することを通じて魅力ある映像文化への市民参加を推進することにより文化活動の推進を図る。

(事業)

第5条 この団体は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 映画、テレビ、コマーシャル、写真等のロケ撮影支援事業
 - ア ロケ撮影相談
 - イ 市所有施設の撮影受付
 - ウ 民間施設等のロケーション紹介
 - エ ロケハン同行
 - オ ロケ立会い
 - カ エキストラ募集、手配
 - キ 食事、宿泊、資機材、車両等の手配サポート
 - ク 撮影資産の管理及び活用
- (2) その他この団体の目的を達成するために必要な事業
 - ア 市民に対してホームページ、市広報などによる情報発信
 - イ 制作会社等に対するPR活動
 - ウ ロケーションデータの整備
 - エ フィルムコミッションに関する会合・イベント等への参加
- (3) その他地域の活性化に資する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次に掲げる2種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員の入会に際し、入会金はこれを必要としない。

- 2 会員は、年会費を納入しなければならない。
- 3 年会費は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	年会費
正会員	1, 0 0 0 円
賛助会員	個人 1 口 1, 0 0 0 円 (1 口以上)
	団体 1 口 5, 0 0 0 円 (1 口以上)

- 4 前項の規定にかかわらず正会員が学生である場合の年会費は、5割減額するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を半年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 納入済の会費及びその他抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、理事及び顧問

(役員の種類及び定数)

第13条 この団体に次に掲げる役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 会計責任者 1人
- (5) 監事 1人

(理事及び定数)

第14条 この団体に若干名の理事を置く。

(選任等)

第15条 役員は、総会で選任する。

2 理事の選出は、会員の互選とする。

3 監事は、代表、副代表、事務局長、会計責任者及理事（以下、「役員等」という。）を兼ねることはできない。

(職務)

第16条 代表は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 役員等の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 役員等の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について役員等に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

4 事務局長は、この会の事務を統括する。

5 会計責任者は、この会の会計を統括する。

6 理事は、代表、副代表、事務局長及び会計責任者の職務を補佐する。

(任期等)

第17条 役員及び理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員及び理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員及び理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員又は理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員又は理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員又は理事としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

第19条 この団体に、顧問を置くことができる。

第5章 総会

(種別)

第20条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 役員を選任
- (2) 規約の変更
- (3) 団体の解散
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) その他、役員会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求したとき。
- (2) 正会員総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催予定日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、代表が行う。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 役員会

（位置づけ）

第30条 役員会は、本会の最高執行機関とする。

（構成）

第31条 役員会は、代表、副代表、監事、事務局長及び会計責任者をもって構成する。

（権能）

第32条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 会員の入会及び退会に関する事項
- (3) 総会に付すべき事項
- (4) 総会で議決した事項の執行に関する事項

（開催）

第33条 役員会は、3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催する。

（議長）

第34条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

（議決）

第35条 役員会の議決は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）

第36条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 理事会

（構成）

第37条 理事会は、事務局長及び理事をもって構成する。

（権能）

第38条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) この会の運営に必要な事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員会で議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない団体の運営に関する事項
(開催)

第39条 理事会は、月1回以上開催し、必要に応じて臨時に開催する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、事務局長がこれに当たる。

(議決)

第41条 理事会の議決は、出席者総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) ロケ支援事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この団体の資産は、代表の指揮のもと事務局長がその管理を行う。

(事業計画及び予算)

第45条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この団体の事業報告書、収支計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第51条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上による議決を得なければならない。

(解散)

第52条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 この団体が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した3分の2以上による議決を経て選定された方法にて処理するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この規約の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則 (平成21年2月20日総会議決)

1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

3 この団体の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年3月31日までとする。

4 第44条の規定中「3分の2以上」は、平成22年3月31日までの間「過半数」に読み替えるものとする。

附 則 （平成 22 年 7 月 19 日総会改正）

- 1 この規約は、総会の議決の日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条の規定は、平成 23 年度の入会金及び年会費から適用する。
- 3 改正後の第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この団体の設立当初に選任した役員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。